

南アルプス市立小笠原小学校いじめ防止基本方針

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定および山梨県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめの防止のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに関する基本的認識

いじめには様々な特質があるが、以下のことを基本認識として確認したい。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となり取り組むべき問題である。

こうした認識に基づき、本校では、いじめ防止に向けて、学校長のリーダーシップのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校全体で迅速に組織的に対応するために、以下に挙げるいじめ防止のための基本姿勢を全職員が持ち、歩調を合わせて対応していく。

- ① いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ④ 学校・家庭・地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に取り組む。

2 いじめ対策の組織

【生徒指導情報交換会】

いじめを早期発見するため、また、全職員で指導にあたるため、児童に関する情報を共有するために設置する。全職員参加の職員会議等の後に開催し、いろいろな立場から見た児童の様子を伝え児童の変化から早期発見につなげていく。

構成員 全教職員

【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止対策に関して、取り組み方や内容が適切かどうかを判断したり、認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討したりするために設置する。そのために以下のような教職員をもって、いじめ解決に向けて方策を協議していく。

構成員 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任
特別支援教育コーディネーター、必要に応じて各関係機関（SC・SSC・スクールサポーター・校医・主任児童員・民生児童委員・警察・市教委・児童相談所 等）
※協議する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める

協議内容	いじめの未然防止に関すること　いじめの早期発見に関すること いじめ事案に対する処理に関すること 教職員の校内研修や児童・家庭等に対する啓発に関すること
開催時期	定例のいじめ防止対策委員会は年2回（6月，2月）に実施する。 いじめ事案発生時は，その都度開催する。

【緊急対応会議】

重大事態発生時に，いじめ行為の事実関係を調査し可能な限り網羅的に明確にすることを目的とした組織である。学校設置者の指導・助言のもと対応にあたる。

3 いじめを未然に防止するための取り組み

いじめを未然に防止するためには，様々な行事等を通して，児童一人一人が認められ，互いに思いやれる関係づくりに全校で組織的・計画的に取り組まなければならない。また，一人一人を大切にしたい学習活動を展開し，確かな学力の定着を図っていく中で，達成感や成就感を味わわせ，自尊感情を育むように努めていくよう，心がけていく必要がある。

（1）学級経営の充実

- ・児童が，自己有用感を高め自尊感情を育むことができ，一人一人の児童の居場所がある学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・日常的に，いじめについての問題に触れ，「いじめは，人間として絶対に許されない」との信念を持っていることを様々な場面において児童に示す。
- ・児童一人一人が自己実現を図れるように，児童が主役となれるような学級づくりに努める。

（2）授業の充実

- ・一人一人を大切にしたい「わかる・できる授業」を推進し，確かな学力の向上を図るとともに，学習活動での達成感や成就感を味わわせる。

（3）道徳・学級活動

- ・道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高めるとともに，未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは，いじめを「是認する」「黙認する」と同じことであることを理解させる。
- ・児童それぞれの価値観があることを理解させ，他人を尊重することの必要性を理解させる。

（4）児童会活動

- ・縦割り班活動での異学年交流を充実させ，他者とよりよく関わる力を育てる。
- ・学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取り組みを推進するなど，児童の自発的な活動を支援する。
- ・児童会活動の中に，思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を組み入れる。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ・授業参観や学年学級懇談会の開催，学校・学年・学級だより，ホームページ等の広報活動により，いじめ防止対策やいじめへの対応についての啓発を行う。
- ・PTA総会や各種会合において，いじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換をする場を設ける。
- ・インターネット使用のルールやモラルについての啓発や研修を行い，ネットいじめの予防を図る。

4 早期発見の取り組み

いじめは，早期発見が早期解決につながる。いじめは，大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすい。早期発見するために，日頃から教職員と児童との信頼関係構築に努めることはもとより，以下の方法で，児童たちの様子を把握し，いじめの早期発見につなげていく。

(1) 日々の観察

すべての教職員が児童の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さないように努める。

- ・集団から離れて一人での児童への注目と声かけ
- ・持ち物等の観察（紛失や増加，いたずらや破損がないか）
- ・日常の児童の会話への積極的な関わりによる仲間関係の掌握
- ・服装の汚れや乱れ，怪我の有無のチェック（養護教諭との連携を図る）

(2) アンケート調査およびQ-U検査の実施，活用

- ・「学校生活アンケート」にいじめに関する項目を入れて，記名式で学期ごとに年3回実施する。いじめが疑われる回答をした児童に対しては，担任が個人面談を実施し，詳細を聞き取る。
- ・Q-U検査による学級生活状況調査を年2回（5月・10月）実施し，児童のよりよい人間関係づくりに努める。

(3) 個人ノート，連絡帳の活用

- ・個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり，連絡帳を活用して保護者との連絡を密に取り，児童の情報収集に努めたりする。

(4) 個人面談，教育相談の実施

- ・気になる児童と個人面談を実施して実情を聞き取り，情報収集にあたる。
- ・スクールカウンセラーを活用した教育相談を行い，児童が担任に話せなかった情報を収集する。

5 いじめへの対処

いじめ問題を発見した際には、特定の教職員だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、組織的な対応を行う。対応にあたっては、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおかず、児童の社会性の向上等人格の成長に主眼をおいた指導を行う。また、重大事態だと考えられる場合には、速やかに「緊急対応会議」を立ち上げ、保護者や関係諸機関、専門家と協力して対応にあたる。

(1) いじめ発見時の緊急対応

いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに校内いじめ防止対策委員会（学級担任、生徒指導担当教員等）に連絡し、組織的に対応を行う。あわせて管理職にも即座に報告する。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(2) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童に対して

児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童に対して

児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

③ 周りの児童たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援する。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(3) 迅速な対応のために

- ・「この学校ではいじめは起こらないだろう」という教師の思い込みや、「今のからかいは、単なる悪ふざけだろう」という事態を軽視する考え、「自分のクラスで起こったいじめは、自分で何とかしなければ」という抱え込む姿勢は、いじめへの対応の遅れを招く。「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも（本質の認識）」「いじめかも知れないので、注意深く、クラスの様子を観察しよう（積極的な姿勢）」「いじめ防止対策委員会の〇〇先生に相談しよう（報告・連絡・相談）」など、考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる組織作りを行う。

(4) いじめの解消・特に配慮を要する対応

① いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア) いじめに関する行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。

② 特に配慮を要する児童生徒への対応

○特に配慮が必要な児童生徒については、以下の点に留意して対応する。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

(5) ネットいじめへの対応

児童および保護者が、発信された情報の高度に流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会を行う。

○ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

○未然防止のために（懇談会等で、保護者に伝えていくこと）

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

○早期発見・早期対応のために

- ・削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組むが、学校・保護者だけでは解決が困難な事案の場合は、警察等の専門機関との連携を図る。

○未然防止のために（情報モラルに関する指導の中で、児童に伝えていくこと）

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まる。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できる。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性がある。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される。
- ・チェーンメールは架空のものであり、転送しない。不幸になったり、危害を加えられたりするのではない。転送することが、内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になる。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できない。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態が発生した場合

重大事態が発生した場合、学校は南アルプス市教育委員会を通じて市長に報告する。

(3) 重大事態についての調査

ア 学校が調査を行う場合

- ①調査組織の設置（市教委の指導による）
- ②調査の実施

主に聴き取り調査を行う。対象者は当該児童、保護者、教職員、関係する児童など。聴取する内容は「いじめ行為がいつから、誰から、どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景・事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」など。

イ 市教委が調査を行う場合

市教委の指導により、調査組織の設置や調査の実施を行う。

(4) 当該児童・保護者への情報の適切な提供

- ア いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- イ 他の児童のプライバシー保護に配慮する。

(5) 調査の結果等の報告

調査結果等は市教育委員会に報告する。

《参考》 聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例

- 1 当該児童（学校名・学年・学級・性別）（氏名）
- 2 欠席期間・当該児童の状況
- 3 調査の概要（調査期間）（調査組織）
（外部専門家が調査に参加した場合は、当該者の属性）
- 4 聴取内容（当該児童・保護者）（教職員）（関係する児童・保護者）
- 5 今後の当該児童への支援方策

(6) その他

その他，必要な事項については文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び，山梨県教育委員会が定める「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」に従って決定する。

7 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- ・いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 校務の効率化

- ・児童と向き合う時間を確保するために，校務を可能な限り簡素化したり分業化したりして，校務の効率化を図る。

(3) 学校評価の活用

- ・いじめ問題への取り組みについての自己評価を行い，学校関係者評価と合わせて公表する。

8 いじめ防止指導計画

※ 次ページ参照

【参考】小笠原小学校いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会				教員研修	いじめ対策委員会
防止対策	学級開き 保護者会等で啓発	事案発生時に緊急対応会議の開催				
			ネット防犯教室	学級懇談		教育相談機関
早期発見				いじめアンケート 学校評価	教育相談機関	
	Q-Uの実施と結果の考察					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会			いじめ対策委員会
防止対策	人権教室	事案発生時に緊急対応会議の開催				
			個別懇談		学年懇談	
早期発見			いじめアンケート 教育相談機関	学校評価	いじめアンケート	教育相談機関
	Q-Uの実施と結果の考察					